

企業共同研究実施要領

(目的)

第1条 この要領は、石川県工業試験場（以下「工業試験場」という。）と企業等が、互いの研究シーズ、技術ノウハウ、設備等を活用して製品化や事業化を促進するための共同研究（以下「共同研究」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(共同研究の実施要件)

第2条 共同研究は、次に掲げる要件を満たす場合に実施することができる。

(1) 共同研究を行おうとする企業等（以下「共同研究者」という。）が、石川県内に本社、支社、生産施設または実験施設を有するなど、共同研究が石川県内の産業振興にとって有益であること。

(2) 共同研究者による研究成果の製品化などの実用化が期待されること。

(3) 工業試験場の他の業務に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

(共同研究の申請)

第3条 共同研究を行うには、工業試験場長（以下「場長」という。）に別記様式1の企業共同研究申請書を提出しなければならない。

(研究契約の締結)

第4条 場長は、前条の申請書の提出があったときは、第2条各号に掲げる要件への適合及び共同研究の内容を確認し、適当であると認めるときは、共同研究者と研究契約書による契約（以下「共同研究契約」という。）を締結するものとする。

2 共同研究契約書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 研究課題
- (2) 研究目的
- (3) 研究内容及び目標
- (4) 研究の実施場所
- (5) 研究の実施期間
- (6) 研究の管理及び分担
- (7) 研究に参加する研究員の職・氏名
- (8) 研究に要する費用の分担
- (9) 第5条から第14条までに規定する事項
- (10) その他共同研究を行うために必要な事項

3 前二項に関わらず、共同研究の連携体に国等の公的研究機関、大学等の外部機関が含まれる場合は、外部機関の規定に基づく様式による契約を締結することができるものとする。

(研究の管理)

第5条 場長は、共同研究者と共同して研究の管理を行い共同研究の効率的推進を図るものとする。

(研究員の派遣)

第6条 共同研究者は、場長の同意を得て、共同研究を実施するため、共同研究者に属する研究員を工業試験場に派遣できるものとする。

2 研究員は、研究期間中、工業試験場において自己の責任による場合はもちろん、不可抗力による不慮の災害を被ったときは、研究員及び共同研究者の責任において解決するものとし、工業試験場に異議の申し立て並びに医療費等の請求については、一切これできないものとする。

3 研究員が工業試験場の設備等に損害を与えた場合は、研究員及び共同研究者の責任において、これを弁償しなければならない。

(設備の持込み等)

第7条 共同研究者は、場長の同意を得て、共同研究を行うために必要な設備等を工業試験場へ持ち込むことができる。

2 共同研究者は、共同研究終了後、場長の指示に従い、前項により持ち込んだ設備を工業試験場から撤去しなければならない。

(研究費の納付等)

第8条 共同研究者は、共同研究契約の締結後、遅滞なく契約書で定める共同研究者の負担に係る研究費を県に納入しなければならない。

2 場長は、共同研究者が前項の研究費を所定の納付期限までに納付しないときは、共同研究契約を解除することができる。

(研究の中止)

第9条 場長又は共同研究者は、天災その他やむを得ない事由により、共同研究を継続することが困難となったときは、相互に協議の上、共同研究を中止することができる。

(研究結果の報告)

第10条 場長は、共同研究を終了し、または中止したときは、速やかに研究報告書及び会計報告書を共同研究者に提出するものとする。

(研究成果の帰属)

第11条 共同研究の結果生じた成果の帰属は、工業試験場と共同研究者が協議の上、定めるものとする。

(特許出願)

第12条 共同研究の結果、共同で行った発明について特許出願するときは、必要事項を協議の上、共同研究者と共同出願契約を締結し、共同で出願するものとする。ただし、共同研究者が当該発明に係る自己の持分を石川県に譲渡した場合は、この限りでない。

2 共同研究の結果、工業試験場の研究員または共同研究者の研究員が独自に行った発明について、県または共同研究者が特許出願するときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

(守秘義務)

第13条 場長は、本研究の遂行上必要となる相手方の保有する技術上の情報、ノウハウ、営業秘密等、共同研究者がその秘密を守るよう申し入れたものについては、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 場長は、本研究の内容及び本研究から得た知見のうち、共同研究者が、業務上の重大な支障があるためにその秘密を守るよう申し入れたものについて、その理由を合理的と認めるときは、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。

(研究成果の公表)

第14条 場長は、本研究の実施期間終了後、共同研究者の事前同意を得た上で、研究成果の概要及び技術的知見を公表又は開示することができる。

(協議)

第15条 場長は、この要領に定めのない事項について共同研究者と協議して定めることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、企業参画型研究開発実施要領（平成17年5月1日施行）及び企業ニーズ即応型研究開発実施要領（平成21年4月1日施行）は廃止する。
- 3 この要領の施行前に締結された研究契約については、なお従前の例による。